

**令和3年度
ものづくり中小企業IoTチャレンジ補助金
公募要領**

募集期間：

令和3年4月5日（月）～5月31日（月）

大分県商工観光労働部工業振興課

1 事業の目的

本事業は、IoT を活用したシステム・機器等を導入して実施する県内中小製造業のモデル的な取組を支援することにより、県内中小製造業の生産性や付加価値の向上を図ることを目的とするものです。

2 事業概要

- (1) 対象事業 IoT を活用したシステム・機器等を導入して実施する県内中小製造業者のモデル的な取組
※本事業における「モデル的な取組」とは、単なるシステム・機器等の導入ではなく、IoT の活用により生産性や付加価値の向上を図るものであり、かつ、他の中小製造業者への波及効果が期待できるものをいう。
- (2) 事業期間 交付決定の日から**令和4年3月15日(火)まで**
- (3) 補助率 補助対象経費の 1/2 以内
- (4) 補助上限 1 件当たり 250 万円
- (5) 募集件数 **2 件程度**

3 対象となる事業者

県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有する中小企業（※1）のうち、日本標準産業分類の製造業に分類される事業を行うもので、みなし大企業（※2）を除く。

※1 資本金の額又は出資の総額が3億円以下、又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業

※2 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する若しくは総額の3分の2以上を大企業が所有する企業又は大企業の役員若しくは職員を兼ねる者が役員総数の2分の1以上を占める企業

4 補助対象経費

(1) 経費区分・内容

経費区分	内 容
機械装置・器具・システム等導入費	機械装置等（補助事業のために使用される機械・装置、部品（センサー・カメラ等）、工具・器具（測定工具、検査工具、入力端末等、通信機器等）及び専用ソフトウェア）の購入、製作、改良、据付け、運搬に要する経費（システム開発を要する場合を含む）
外注費	補助事業の実施に必要なシステム等の開発・設計、電気工事等の外注に要する経費
クラウド使用料等	IoT を活用したシステムとして利用するクラウドの使用料及び通信料（交付決定日以降に契約し、事業終了日までに支払った費用に限る）

※IoT システム等構築のため、IT 企業等に外注する場合、相手先は大分県内に事務所または事業所を有する企業とすること。

【補助対象外経費】

- ・消費税、振込手数料
- ・システム導入目的以外の機械設備や汎用性があり目的外使用となり得るもの（事務処理用の PC 関連、スマートフォン端末、プリンタ等）

(2) 補助対象経費の基本的な考え方

- 公的資金を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・適法性・正確性に十分留意すること。
- 事業期間内に契約・検収が完了する経費であること。
- 補助対象であること（用途、単価、規模等）の確認が可能で、かつ、本事業に係るものとして明確に区分できる経費であること。

5 応募手続

(1) 公募期間

令和3年4月5日(月)から令和3年5月31日(月)17時まで

(2) 提出書類（各1部）

- ①事業認定申請書
- ②添付書類
 - ②-1 誓約書
 - ②-2 事業の内容が分かる資料（システム・機器等のカタログ等）
 - ②-3 直近2期分の決算書の写し（貸借対照表・損益計算書(販売費及び一般管理費の明細、製造原価報告書を含む)）
 - ②-4 企業概要資料（自社パンフレット等）

※提出書類は、できる限りA4サイズに統一してください。

(3) 注意事項

- ・提出書類に不備がある場合、審査対象とならないことがありますので、ご注意ください。
- ・不明な点があれば事前に相談などを行ってください。
また、FAXによる提出は受け付けられません。
- ・申請書作成に係る費用及び審査会出席に係る費用は応募者の負担になります。
応募いただいた書類は返却しません。

(4) 提出先・問合せ先

募集期間内に下記担当者あて提出してください（直接持参、郵送可）。

※ 令和3年5月31日(月)17時必着

大分県商工観光労働部 工業振興課 三浦 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 TEL：097-506-3294 FAX：097-506-1753 E-mail：miura-shuhei@pref.oita.lg.jp
--

6 事業採択の決定方法

(1) 審査方法等

外部有識者等で構成される審査会で評価採点を行い、その結果を踏まえて採択案件を決定します。審査手順は形式審査を経て、申請者から取り組もうとしている事業内容についてプレゼンテーションをしていただきます。（6月上旬予定）

審査会は非公開で行い、審査結果に関するお問い合わせには応じられません。

(2) 審査基準

以下の点について評価採点を行います。

① 課題と解決方法

- ・自社の課題を具体的に把握しているか
- ・課題に対してのIoT等導入という解決策がマッチしているか

② 事業計画の妥当性

- ・IoT等導入による生産性向上の目的及び目標設定が適切か
- ・事業遂行のための能力、事業期間、予算、経費配分が的確か

③ 実施体制

- ・事業遂行に係る社内体制が的確か
- ・おおいたスマートものづくり応援隊など、専門家による支援を受けているか

(注) おおいたスマートものづくり応援隊

(公財) 大分県産業創造機構が実施する「ものづくり企業IoT化推進業務」において設置するIoT導入支援グループ

※おおいたスマートものづくり応援隊に係る問合せ先

(公財) 大分県産業創造機構 取引振興課 (097-534-5019)

④ 事業のモデル性、波及効果

- ・事業の内容は他の県内企業において、取り組める内容となっているか

(3) 採否の通知

採否の結果について、後日、応募者宛書面により通知します。

採択となった者は、別途「ものづくり中小企業IoTチャレンジ事業費補助金交付要綱」に基づく、補助金の交付に係る手続きを行っていただきます。

なお、不採択の理由についての問合せには応じません。

(4) 公表

原則として、採択となった場合には企業名、取組名、取組の概要等を公表します。

7 補助条件 (主なもの)

- 事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合、又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに報告し、その指示を受けること。
- 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- 事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効率的な運用を図ること。
- 事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、事前に承認を受けること。
また、処分により収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- 補助事業完了後5年間は、IoTを活用したシステム・機器等の導入効果等について報告すること。なお、労働生産性が2%を超えた場合は、以後の報告は不要。
- 交付決定後、補助事業の情報(企業名、取組名、補助金額、実施内容)等の公表及び県が実施する事業における工場見学が可能であること。